

COPY

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和8年6月15日

住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2
氏 名 エコシステム千葉株式会社
代表取締役 小山 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	平成19年6月28日	許可番号	第19-1-304号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)	1 施設の種別 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 2 産業廃棄物の種別 廃プラスチック類、木くず、がれき類		
設置場所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓1号30番2、30番3、30番4、30番5		
処理能力	廃プラスチック類 96 t/日 (4 t/h×24h) 木くず 216 t/日 (9 t/h×24h) がれき類 240 t/日 (10 t/h×24h)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成21年2月24日 変更届 (代表者の変更)
平成23年4月20日 変更届 (代表者の変更)
平成25年4月22日 変更届 (代表者の変更)
平成31年4月16日 変更届 (代表者の変更)
令和3年12月1日 変更届 (本店住所の変更)
令和8年5月11日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)